

Transported in Bulk
According to MARPOL
73/78, Annex II, the IBC
Code

航空規制情報	I C A O / I A T A の規定に従う。
UN No.	1263
Proper Shipping Name	PAINT
Class	3
Packing Group	III
国内規制	取扱い及び保管上の注意の項の一般的注意に従う。 陸上輸送 消防法、労働安全衛生法、毒劇法に該当する場合は、法令の輸送について定めるところに従う。 海上輸送 船舶安全法に定めるところに従う。 航空輸送 航空法に定めるところに従う。
陸上規制	該当しない
海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。
国連番号	1263
品名	塗料
国連分類	3
容器等級	III
海洋汚染物質	該当
MARPOL 73/78 附属書II 及びIBC コードによるばら積み輸送される液体物質	非該当
航空規制情報	航空法の規定に従う。
国連番号	1263
品名	塗料
国連分類	3
等級	III
緊急時応急措置指針番号	128

15. 適用法令

労働安全衛生法

特定化学物質第2類物質、特別有機溶剤等（特定化学物質障害予防規則第2条第1項第2号、第3の2号、第3の3号）
変異原性が認められた届出物質（法第57条の4、労働基準局長通達）
第2種有機溶剤等（施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号）
作業環境評価基準（法第65条の2第1項）
名称等を表示すべき危険物及び有害物（法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9）
危険物・引火性の物（施行令別表第1第4号）
健康障害防止指針公表物質（法第28条第3項・厚労省指針公示）
名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9）

- ・エチルベンゼン（法令指定番号：70）（8.794%）
- ・キシリソウ（法令指定番号：136）（10.054%）
- ・フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）（法令指定番号：481）（2%）
- ・ブタノール（法令指定番号：477）（3%）
- ・酸化チタン（IV）（法令指定番号：191）（23.412%）
- ・酸化亜鉛（法令指定番号：188）（2.015%）

特定化学物質特別管理物質（特定化学物質障害予防規則第38条3）
特殊健康診断対象物質・現行取扱労働者（法第66条第2項、施行令第22条第1項）
特殊健康診断対象物質・過去取扱労働者（法第66条第2項、施行令第22条第2項）

参考文献

溶剤便覧

製品評価技術基盤機構(NITE)

メーカー-SDS

日本工業標準調査会「JISZ7253 GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法、作業場内の表示及び安全データシート(SDS)」

日本工業標準調査会「JISZ7252 GHSに基づく化学品の分類方法」

日本塗料工業会編集「容器イエローカード(ラベル方式)塗料マニュアル改訂版」

日本ケミカルデータベース 製物質データベース

その他

[注意] 危険性・有害性の評価は必ずしも十分ではありませんので、取扱いには十分注意して下さい。

この製品の製品安全データシートの記載内容のうち含有量、物理化学的性質などの値は、保証値ではありません。

記載内容は現時点で入手できる資料、情報に基づいて作成しておりますが、すべての化学品には未知の有害性があり得る為、取扱いに当たっては細心の注意が必要です。

注意事項は通常の取り扱いを対象としたものである為、特殊な取扱いの場合には、用途・用法に適した安全対策を実施の上ご使用下さい。

又それらが実際の使用状況に相応しているか、環境保護の目的にそっているか、あるいは貴社の従業員の方々や貴社製品購入者の健康・安全を損なわないか等については、貴社の責任にてご判断願います。